

## 陳情第27号

### 小規模葬祭場の建築に関する陳情

#### 陳情の趣旨

私たち住民は、宝塚市長尾町87番1所在土地（以下、「本件土地」という）について、葬儀業者が建物を建築し、営業を行う予定であるというチラシ配布で、初めてその事を知りました。その時点において、既に民間機関で建築確認が下りている状況でした。

そこで、葬儀業者が本件土地で営業を行うことで、周辺の地価が下落する事が容易に想像でき、私達の財産は一方的に毀損されることに繋がります。加えて、私達の住環境、生活環境のイメージ悪化にも繋がります。近隣住民は子育て世代であり、子供達の身近に嫌悪施設が存在することになると、精神衛生として悪影響を与えることを危惧いたします。また、本件土地は中学校及び短期大学の通学路であり、思春期前後の繊細な子供達にとっては最大限に配慮すべき事案であると認識しています。

現在私達住民は、葬儀業者に対して本件土地周囲に反対のぼりを立てる等の対抗措置を行って、何とか工事の進捗を食い止めているところです。葬儀業者からは、現在に至るまで、今後の予定や稼働予定等に関する説明が一切なされていません。

そのため、宝塚市から葬儀業者に対し、住民説明会を開き、今後の予定、稼働予定等に関して、住民に対する適切な説明をすること、周辺住民の同意を得ることを指導することを陳情します。

昨今、家族葬向けの小規模葬祭場の増加が見受けられます。この小規模葬祭場が「集会場」という位置づけの現状では、近隣住民に事前に知らせれることなく建築される可能性があり、今後も住民とのトラブルが発生することは必至です。京都府長岡京市では小規模葬祭場の建築に関する指導要綱を策定しています。一日でも早く住民トラブルを解決し地域の良い住環境、生活環境を形成するために、現状の500㎡以下の土地に関する関係条例等の制定・見直しを陳情いたします。

#### 陳情の項目

- 1 葬儀業者が、本件土地において建築や営業を行わないように、宝塚市の対応を求めます。
- 2 葬儀業者が建築を進めるのであれば、住民説明会を開くよう指導することを求めます。
- 3 宝塚市における小規模葬祭場の建築に関する条例等の制定・見直しを求めます。

令和5年（2023年）2月13日

宝塚市議会議長 三宅浩二様

陳情者

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out information]

[REDACTED]

[REDACTED]